（第２号書式例）

コンピュータ接続利用変更等に関する申出書

 年 月 日

日 本 銀 行

 御 中

（届出印）（注1）

（金融機関等名）

　当方 　　　　　 （注２）は、下記１．に掲げる利用対象業務について、下記２．に掲げるコンピュータセンターにおいて、コンピュータ接続により日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用することをご承諾いただきたく申出ます（注３）。

なお、コンピュータ接続により日銀ネットを利用するに当っては、貴行の定めるところに従うほか、本件申出事項に関する諸作業において、決して貴行にご迷惑をおかけ致しません。

　当方が下記２．に掲げるＣＣＳが設置されたコンピュータセンター利用に関して、別途当方から貴行に提出している「日本銀行金融ネットワークシステムコンピュータ接続に関する審査用調査表」に変更がある場合には、速やかに貴行に連絡します。また、この場合、貴行が必要と認めたときは、コンピュータ接続の利用にかかる再審査の結果を受け入れます。

また、当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）（注４）の運営を 　　　　（注５）に委託（注６）するに当りましては、下記３．に掲げる事項を確認致します。

記

１．利用対象業務（注７）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 当座勘定取引 |  |
| ２ | 当座勘定（同時決済口）取引関係事務 |  |
| ３ | 外国為替円決済制度関係事務 |  |
| ４ | 国債売買関係事務 |  |
| ５ | 振替社債等資金同時受渡関係事務 |  |
| ６ | 金融調節等入札連絡事務 |  |
| ７ | 金利スワップ担保国債管理関係事務 |  |
| ８ | 相対型電子貸付関係事務 |  |
| ９ | 入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務 |  |
| １０ | 担保関係事務 |  |
| １１ | 国債発行関係事務 |  |
| １２ | 国債振替決済関係事務 |  |
| １３ | 国債資金同時受渡関係事務 |  |
| １４ | 国債資金同時受渡（香港）関係事務 |  |
| １５ | 共通事務 |  |

２．コンピュータセンター

（１）以下のコンピュータセンター（注８）を使用すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| メインサイト | ＣＣＳの設置場所の住所 | 〒 |
| ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |
| バックアップサイト | ＣＣＳの設置場所の住所 | 〒 |
| ホストコンピュータの設置場所の住所 | 〒 |

（２）コンピュータ接続を利用する他の金融機関とコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）を共同で利用すること（注９）。

３．確認事項

（１）　当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）（注４）の運営を上記の業者に委託すること（注１０）により、貴行に損害を及ぼした場合における賠償責任を当方が負うことを含め、貴行と当方の権利義務関係に変化がないこと。

（２）　当方がコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）（注４）の運営を上記の業者に委託すること（注１０）により、「コンピュータ接続による日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」第１２条第２項各号の一に該当すると貴行が認めた場合には、貴行が直ちに当方とのコンピュータ接続を取止め、または当該コンピュータ接続による日銀ネットの利用を一定期間制限することに異議がないこと。

（３）　貴行がコンピュータ接続を行う上で必要とする当方および上記の業者に関する情報は、いつでも請求があり次第直ちに貴行に報告すること。また、障害が発生した事実を検知した場合には、貴行および上記の業者に直ちにその事実を連絡し、その後の障害対策または業務継続に必要な情報を適宜連絡すること。

（４）　当方の上記の業者へコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）（注４）の運営を委託すること（注１０）にかかる契約に変更が生じた場合には、直ちに貴行に報告すること。

（５）　万一、本確認書に記載された委託関係に関する事項が事実と相違した場合には、コンピュータ接続の利用の承諾を取消されても異議がないこと。

以　上

（注１）代表者またはその者から日銀ネットに関する権限を付与された者の役職名を記載のうえ、記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。

（注２）「本店」、「東京支店」等の利用先名（店舗の届出がない場合には金融機関等名）を記載する。

（注３）この書式は、利用申込の内容に応じ適宜変更してよい。

（注４）運営を委託する対象がメインサイトまたはバックアップサイトどちらかである場合には運営を委託する対象のみを記載する。

（注５）委託先の名称を記載する。

（注６）再委託する場合には「し、（委託先の名称を記載）が同コンピュータセンターの運営を（再委託先の名称を記載）に再委託」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。

（注７）コンピュータ接続によって日銀ネットを利用する利用対象業務に「○」を記載する。下線部が今回の申出にかかる変更箇所。

（注８）メインサイトまたはバックアップサイトが複数存在する場合には、コンピュータセンターごとに分けて記載する。住所は、ビル名およびマシン設置フロアまで記載する。下線部が今回の申出にかかる変更箇所。

（注９）コンピュータ接続を利用する他の金融機関等とコンピュータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）を共同で利用する先のみ記載する。

（注１０）再委託する場合には「および（委託先の名称を記載）がコンピュータセンターの運営を（再委託先の名称を記載）に再委託すること」を加える。また、メインサイトおよびバックアップサイトとで委託先と再委託先が異なる場合には、分けて記載する。